

## 如斯亭庭園管理業務委託仕様書

秋田市（以下「甲」という。）は、業務受託者（以下「乙」という。）に、如斯亭庭園管理業務について、本仕様書の定めに従って委託する。

1 目的 国指定名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園の景観を維持し、適切に管理するため、樹木・緑地・芝生・流路等について、以下の業務を行う。

2 場所 秋田市旭川南町2番73号

3 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 内容

### (1) 樹木管理工

ア 落葉高木剪定 支障木（ケヤキ他） 年1回（12～3月）

イ マツ剪定 8本 年1回（8～10月）

ウ 中低木剪定 42株 年1回（7～9月）

（ツツジ・イチイ・ドウダン・モミジ・ツバキ他。モミジは枯れ枝落しを含む）

エ 発生材処分 2t車 8台 剪定時

オ 薬剤散布①（病害虫防除）

庭園樹木全体散布、殺菌・殺虫剤 年4回（6～9月、冬季）

殺菌剤…ベンレート水和剤、Zボルドー水和剤 1回

殺虫剤…オルトラン水和剤、スミチオン等 2回

ハーベストオイル（冬季） 1回

カ 薬剤散布②（松くい虫防除）

エコワン3フロアブル+スミチオン 年1回（6月）

※同月2回以上薬剤散布時は最低2週間以上の期間を開けること。

キ 樹幹注入（マツ7本分） メガトップ 年1回（11～3月）

ク 冬囲い 年1回（11月）

雪吊り（マツ） 7本

幹吊り（マツ・モミジ・オンコ他） 14本

ツツジ類他 一式

ケ 冬囲い撤去 年1回（3月）

コ 樹木雪払い 年2回（12～3月）

サ サルスベリ剪定 年1回（12～3月）

### (2) 緑地管理工

ア 草刈り（清掃含む） 年7回

（5・6・8・9・10月は1回／月、7月は2回／月）

イ 人力除草 年4回（5～8月）

ウ 落葉清掃 年3回（10～12月）

- エ 発生材処分 年9台  
2t車、刈草・落葉等（日常発生材（管理人集積、枝葉草処分含む））  
オ 池・流路清掃 年7回（5～9月、11月、3月）  
カ 池・流路人力除草 年6回（5～10月）

(3) 芝生管理工

- ア 芝生更新（875m<sup>2</sup>） 年1回（4月）  
エアレーション・サッチング・目砂  
イ 施肥 年1回（4月）  
ウ 薬剤散布 年2回（4月、9月）  
除草剤（土壤処理剤、茎葉処理剤）  
殺菌剤（さび病・ブラウンパッチ病対策用）  
殺虫剤（シバツトガ・コガネムシ対策用）  
エ 芝刈り 年7回  
(6・7月は2回／月、8～10月は1回／月)

(4) 他管理工

- ア 主屋他屋根雪下ろし 年1回（12～3月）  
※敷地内小運搬処理を含む  
イ 受水槽清掃（泥・枝葉詰まりの清掃除去） 年3回（6・8・10月）  
ウ 主屋回り側溝泥上げ清掃 年2回（適宜）  
エ 園路チップ材補充敷き均し 年1回（台風・大雨後など適宜）  
オ チップ補充材 年1回（適宜）  
カ 敷地回り整備（除草剤散布） 年4回（適宜）

(5) その他

- ア 乙は、業務対象が国指定名勝であることに十分留意し、常に細心の注意を払うとともに関係法令を遵守し業務を実施すること。  
イ 上記業務内容や実施時期は、甲乙協議のうえ変更することがある。  
ウ 乙は、本業務を通じて得られる庭園の美観等の積極的な周知に努めることとし、出版物やSNS等に掲載する場合は事前に相談すること。

5 業務報告

乙は、業務を行った月の翌月（3月分は月末に）に、作業内容を記載した報告書を提出すること。

旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園 現況図

